

国税庁ホームページ「タックスアンサー」のご利用について

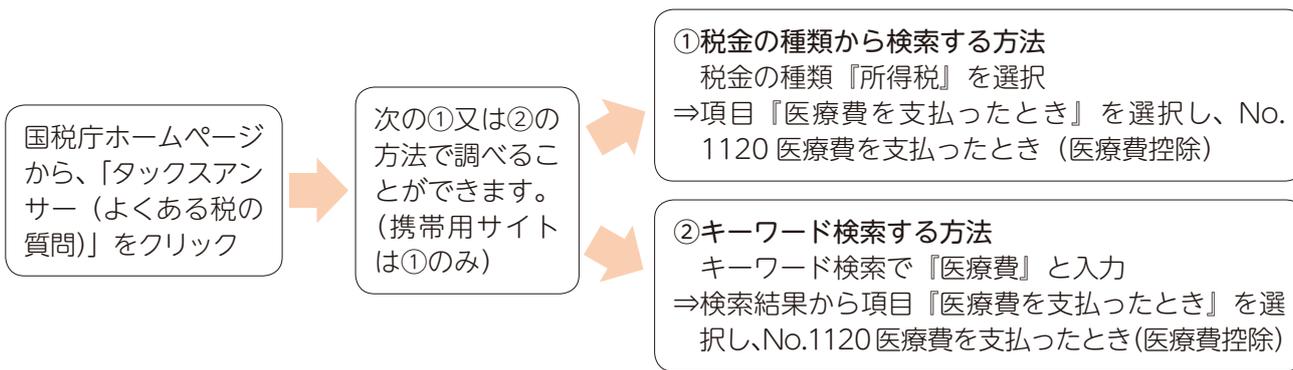
国税庁ホームページ「タックスアンサー」では、よくある税のご質問に対する一般的な回答を税金の種類ごとに調べることができます。また、キーワードによる検索もできます。確定申告書作成の参考として是非ご利用ください。
なお、国税に関する一般的なご相談は、電話相談センターで受け付けておりますので、こちらもご利用ください。

■「タックスアンサー」の利用方法

国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp/>) からご利用ください。
検索サイトで、「タックスアンサー」と検索してもご覧いただけます。

◇ご質問に対する回答を調べる方法

(例) No.1120 医療費を支払ったとき(医療費控除)について調べる場合



◇「タックスアンサーコード一覧」の掲載

国税庁ホームページの「タックスアンサー」に掲載しております。

こんにちは 都税事務所です

公益社団法人荒川法人会会員のみなさまに、新春のお慶びを申し上げます。



1月は固定資産税(償却資産)の申告月です(23区内)

償却資産とは	会社や個人で、工場や商店などを経営している方が、事業のために用いることができる構築物、機械、器具、備品等
申告が必要な方	平成30年1月1日現在、償却資産を所有している方
申告先	償却資産が所在する区にある都税事務所の償却資産班
申告期限	平成30年1月31日(水)

詳しくは、「申告の手引き」または主税局ホームページをご覧ください。資産が所在する区にある都税事務所へお問い合わせください。

償却資産の申告には、電子申告(eLTAX:エルタックス)もご利用できます



ホームページ <http://www.eltax.jp/>

エルタックス

検索

クリック



eLTAXイメージキャラクター
エルレンジャー

ヘルプデスク ☎ 0570-081459 (左記電話番号につながらない場合: ☎ 03-5500-7010)

9:00から17:00* (土・日、祝祭日、年末年始を除く)

【お問い合わせ先】荒川都税事務所 固定資産税課 償却資産班 3802-8121



消費税期限内納付推進運動を実施中